

## Q841. 1年単位の変形労働時間制の要件を教えてください。

1年単位の変形労働時間制を実施するためには、労使協定を作成し、これを管轄の労働基準監督署へ届け出る必要があります、就業規則に明記しただけでは足りません。

労使協定には、次の事項を定めておかなければなりません。

- ① 対象労働者の範囲
- ② 退職期間
- ③ 特定期間（対象期間中の特に業務が繁忙な期間）
- ④ 労働日及び労働日ごとの労働時間の特定
- ⑤ 労使協定の有効期間

弁護士法人四谷麴町法律事務所

勤務弁護士作成